

北海道立噴火湾パノラマパーク指定管理者候補者決定基準

I 指定管理者候補者の決定について

北海道立噴火湾パノラマパークの指定管理者候補者（以下、「指定管理者候補者」という。）決定にあたっては、次に掲げる基準を満たす者を指定管理者候補者として指名して協議を行い、提出された業務計画書等により確認し、その協議結果を選定委員会に報告し、承諾を得て決定する。

II 決定基準及び協議事項

(1) 決定基準

ア 北海道公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例に基づく基準
指定管理者候補者は、北海道公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成16年北海道条例第89号。以下「指定手続条例」という。）第4条第1号から第4号までに規定するもの及び同条第5号の規定に基づくものを満たすものとする。

＜北海道公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例＞

（選定）

第4条 知事等は、前条の規定による申請があったときは、当該団体（申請資格を有するものに限る。以下「申請者」という。）について、次に掲げる選定の基準に照らして総合的に審査し、最も適当と認める団体を指定管理者の候補者として選定するものとする。

- (1) 正当な理由がない限り住民が施設を利用することを拒まないものであること及び住民が施設を利用することについて不当な差別的取扱いをしないものであること。
- (2) 業務計画書の内容が、施設の効用を最大限に発揮させるものであること。
- (3) 業務計画書に沿った管理を安定して行う人員、資産その他の能力を有していること。
- (4) 収支計画書の内容が、施設の管理経費の縮減が図られるものであること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、知事等が施設の性質又は目的に応じて定める基準

イ 施設の性質又は目的に応じて定める基準

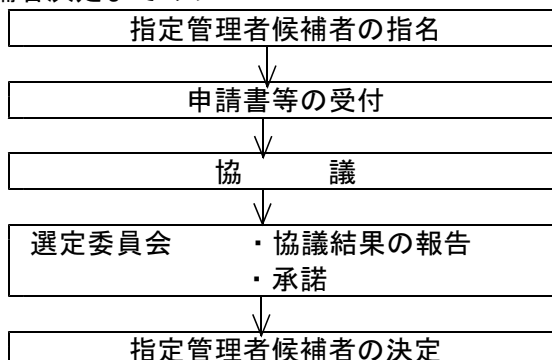
指定手続条例第4条第5号の規定に基づき、道立都市公園の性質又は目的に応じて定める基準は、次のとおりとする。

- ① 地域の実情を踏まえた効果的な管理運営が期待できること。
- ② 施設の特徴・利用者ニーズを踏まえた企画・運営による道民の健康増進、文化の振興及び余暇需要の充足に資することが期待できること。

(2) 協議事項

協議は、「北海道立噴火湾パノラマパーク指定管理業務協議書」を基に行う。北海道公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則第4条の規定に基づく具体的な協議に係る項目（以下「協議項目」という。）は、要求水準書の内容との適合を判断するため表1のとおりとする。表1に示す項目に適合するか否かについて、業務計画書及び収支計画書の提出を求め、確認する。

＜参考＞ 指定管理者候補者決定までのフロー



【表 1】協議項目

| 決定基準 | 項目 | 適合状況 (主な協議資料) |
|--|--|---|
| <p>(1) 正当な事由がない限り住民が施設を利用することを拒まない者であること及び住民が施設を利用することについて不当な差別的取り扱いをしないものであること。 (指定手続条例第4条第1号関係)</p> | <p>【平等利用の確保】 a) 利用の承認及び利用料金の額その他の利用条件が、住民の利用を不当に拒否し、又は制限するものでないこと。</p> | <p>(業務計画書) 様式6-(1)-1</p> |
| <p>(2) 業務計画書の内容が、施設の効用を最大限に発揮させるものであること。 (指定手続条例第4条第2号関係)</p> | <p>【要求水準の充足】 a) 業務の細則ごとに要求水準を充たしていることが確認できること。 b) 利用者数等の見込みが、管理の目標に掲げる水準を充たしていること。 【法令等の遵守】 c) 関係法令及び条例等の趣旨及び規定に違反していないこと。 【安全確保等】 d) 施設全体に関する事故防止策を定めていること。 e) 利用者の安全確保のための定期的な巡回指導及び点検等が行われること。 f) 安全対策や危機管理に対する体制や具体的方策が検討されていること。 【樹木等管理計画】 g) 樹木等管理業務に係る年間計画を作成していること。</p> | <p>(業務計画書) 様式6-(2)-1 様式6-(2)-2 様式6-(2)-3 様式6-(2)-4</p> |
| <p>(3) 業務計画書に沿った管理を安定して行う人員、資産その他の能力を有していること。 (指定手続条例第4条第3号関係)</p> | <p>【維持管理業務実施体制の確立】 a) 責任と役割の分担、消防、警察、病院など関係機関との緊急時の連絡体制を整備していること。</p> | <p>(業務計画書) 様式6-(3)-1</p> |
| <p>(4) 収支計画書の内容が、施設の管理経費の縮減が図られるものであること。 (指定手続条例第4条第4号関係)</p> | <p>【収支計画の妥当】 a) 業務計画書の内容と整合が図られていること。 b) 維持管理コスト縮減の方策が示されていること。</p> | <p>(業務計画書及び収支計画書) 様式6-(4)-1</p> |

| 決 定 基 準 | 項 目 | 適 合 状 況 (主な協議資料) |
|--|---|---|
| <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、知事等が施設の性質又は目的に応じて定める基準</p> <p>① 地域の実情を踏まえた、効果的な管理運営が期待できること。</p> <p>(指定手続条例第4条第5号関係)</p> | <p>【地域との連携等】</p> <p>a) 運営面において地域（施設や組織、人材等）との連携が図られていること。</p> | <p>(業務計画書)</p> <p>様式6-(5)-1 様式6-(5)-2</p> |